

幼児教育・保育の無償化，待機児童解消，保育士の処遇
改善のために必要な措置を求める意見書

平成31年10月より，3歳から5歳までの全ての子供及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供を対象とした幼稚園，保育所，認定こども園等の利用料を無償とする幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。この制度は，子育て世帯を応援し，社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるものであり，生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や，幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから大変重要な施策である。

しかしながら一方では，無償化の実施による地方自治体の財政負担について一定程度の配慮があるものの財政負担が増大することが懸念される。さらに，この幼児教育・保育の無償化のほかにも地方自治体には待機児童解消や保育士の処遇改善など財政負担を伴う喫緊の課題も多いためその取り組みが後退することも懸念されるところである。

よって，政府においては，誰もが安心できる幼児教育・保育の無償化の実施のため，下記の施策を講じられることを強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化に当たっては，地方自治体の負担増とならないよう全額国費で行うなど，あらゆる措置を講じること。
- 2 給食食材費は実費徴収化ではなく，無償化の対象とすること。
- 3 無償化の対象とされている認可外保育施設については，認可施設と同等の保育を保障できるよう認可化の促進など国として必要な措置を講じること。
- 4 保育の質的量的拡充が停滞することのないよう，国として十分な予算を確保すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月18日

千葉県柏市議会